

教 生 学 第 9 号

令和5年(2023年)4月5日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

こどもを守る地域ネットワークとしての要保護児童対策地域協議会の取組に係る
周知・協力について(通知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課及び初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

ついては、いわゆる宗教2世・3世(児童)に係る虐待、生活困窮等の事例を発見した場合には、必要に応じ、要保護児童対策調整機関に対し、個別ケース検討会議の開催を要請し、同会議でこどもへの支援内容を協議するなど地域における連携の強化に努めるようお願いいたします。

〔 企画・調整係 〕
〔 生徒指導係 〕



事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 29 日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第
1 項の認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

こどもを守る地域ネットワークとしての要保護児童対策地域協議会の取
組に係る周知・協力について（周知）

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において、いわゆる宗教 2 世・3 世対策
として「こども・若者の救済」に関する施策の実施を進める中で、児童福祉法（昭
和 22 年法律第 164 号）に基づき、こどもを守る地域ネットワークとして各市区
町村が設置している要保護児童対策地域協議会を活用し、地域における連携を強
化しながら、関係機関等がいわゆる宗教 2 世・3 世の児童生徒に係る虐待等への
対応を行うこととしているところです。

このたび、こうした地域における連携の強化の一環として、地域社会全体で子
供を見守り、必要に応じ、積極的に支援することが重要であることから、法務省
から総務省に対し、上記ネットワークや児童虐待に係る啓発資料について、自治
会・町内会等に対して情報を提供する旨の依頼があり、別添のとおり総務省から
周知がなされております。

つきましては、本内容について、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所
管の学校及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課にあ
っては所轄の私立学校に対して、国公立大学法人にあっては設置する附属学校に
対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体に対しては認可した学校に対し
て、周知をお願いします。

（本件担当）

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

家庭教育支援室 家庭教育企画係

TEL 03-5253-4111（内線 2973）

メール katei@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

生徒指導室 生徒指導第一係

TEL 03-5253-4111（内線 3299）

メール s-sidou1@mext.go.jp

別 添

事務連絡
令和5年3月24日

各都道府県市区町村担当課
各指定都市地域コミュニティ担当課 } 御中

総務省自治行政局市町村課

子どもを守る地域ネットワークとしての要保護児童対策地域協議会の取組に係る自治会・町内会等に対する周知・協力について（依頼）

平素より、コミュニティ振興に当たって、多大なる御尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、法務省より別添のとおり依頼がありました。

つきましては、各市区町村におかれては、貴市区町村内の自治会・町内会等に対し、別紙1、別紙2の内容について、広く周知いただくとともに、必要に応じた協力が得られるよう、地域の実情を踏まえ、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の市区町村の地域コミュニティ担当課に、周知いただくようお願いします。

【担当】

総務省自治行政局市町村課

山田係長、笹谷主査

TEL:03-5253-5516

E-mail:shichousonka01@soumu.go.jp

法務省権調第42号

令和5年3月23日

総務省自治行政局市町村課長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長

（「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議事務局担当）

（ 公 印 省 略 ）

こどもを守る地域ネットワークとしての要保護児童対策地域協議会の取組に係る周知・協力について（依頼）

昨年11月10日に開催された「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において、それまでの相談状況等を踏まえ、被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策について申合せが行われ、いわゆる宗教2世・3世対策として「こども・若者の救済」に関する施策を実施していくこととなりました。

その具体の一つとして、同会議では、別紙1のとおり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づきこどもを守る地域ネットワークとして各市区町村が設置している要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関等がいわゆる宗教2世・3世（児童）に係る虐待、生活困窮等の事例を発見した場合には、必要に応じ、要保護児童対策調整機関に対し、個別ケース検討会議の開催を要請し、同会議でこどもへの支援内容を協議するなど地域における連携を強化することが確認され、関係省庁から関係機関等に対し、協力要請を行うこととしたところです。

こどもは、自ら声を上げることが困難であることを踏まえると、地域社会全体でこどもを見守り、必要に応じ、積極的に支援することが重要です。

こうしたことを踏まえ、平素から住民相互の連絡、環境の整備等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている自治会・町内会等に対し、前記ネットワーク等についての情報を提供することが効果的であると考えられます。

については、地方公共団体の担当部局を通じ、自治会・町内会等に対し、別紙

1 の取組及び別紙 2 の児童虐待への対応のポイントが記載されたリーフレットを周知いただき、宗教 2 世・3 世を含む地域のこどもが問題を抱えているような場合には、必要に応じ、市区町村の児童福祉部門又は児童相談所へ連絡いただくなどの協力が得られるよう、特段の御配慮をお願いします。

【連絡先】 法務省人権擁護局 石井
同局 調査救済課 佐藤

電話番号：03-3580-4111

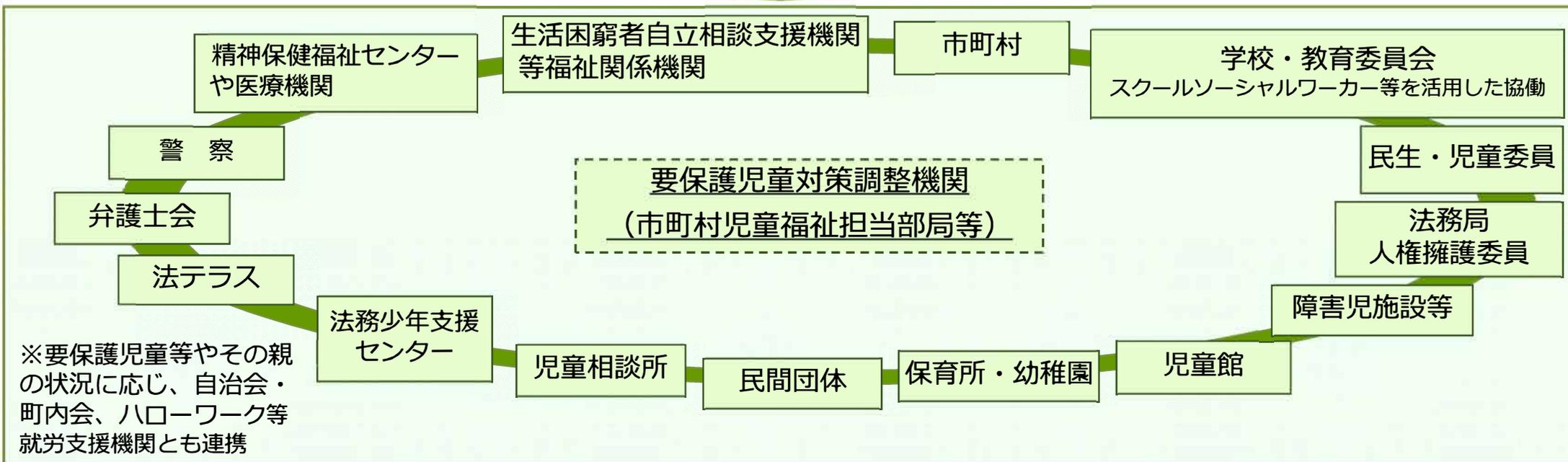
(内線：6899・5706)

こどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活用

【要保護児童対策地域協議会】

- ・ 1,738市町村（全市町村の**99.8%**）に設置済み。要保護児童等の支援に関する情報の交換や支援内容の協議を実施。
- ・ 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等の連絡調整を行う「**要保護児童対策調整機関**」を設置。
- ・ 関係機関等に**守秘義務**が設けられており、**個別ケース検討会議**を積極的に開催。
- ・ 関係機関等は、協議会からの資料又は情報の提供等必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずる努力義務。

支援に関連する機関・団体によるネットワークの構築



【取組内容】

- ① 支援に関連する機関・団体は、可能な範囲で、各市町村設置協議会に参加
- ② 関係機関等は、要保護児童等に関する事例について、必要に応じ、要保護児童対策調整機関に対し、個別ケース検討会議の開催を要請。同会議において支援内容を協議、実施及び進行管理。
- ③ 宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & Aをこの枠組みでも周知し、寄り添った支援を実施。

地域の活動でこどもたちや保護者に関わる
みなさまへ

児童虐待への対応のポイント

～見守り・気づき・つなぐために～

やめよう！
たたく



やめよう！
どなる



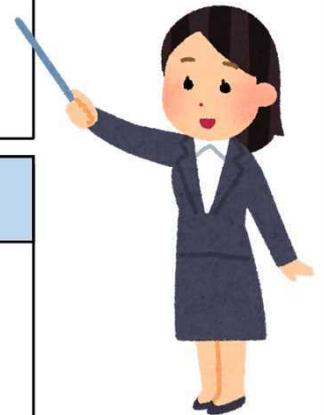
【市区町村の名称を記入】

児童虐待とは？

児童虐待とは？

児童虐待は、しつけ※とは異なり、こどもの成長と人格形成に深刻な影響を与えるものです。次の4つに分類されます。

身体的虐待 <ul style="list-style-type: none">● 殴る、蹴る、叩く、激しくゆさぶる、おぼれさせる● 家の外にしめだす● 意図的に病気にさせる など	性的虐待 <ul style="list-style-type: none">● こどもへの性的行為● 性器を触らせる● 性的行為を見せる など
ネグレクト <ul style="list-style-type: none">● 重大な病気になっても病院に連れて行かない● 乳幼児を家に残したまま外出する● 適切な食事を与えない など	心理的虐待 <ul style="list-style-type: none">● 言葉によっておどかさ、無視する● 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする● 面前での家庭内暴力 など



※ しつけに際して、体罰を加えることは法律で禁止されています。

(体罰等によらない子育てに向けては、厚生労働省のホームページを参照ください。)

- 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～
→ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>



こどもにどんな影響を及ぼすの？

身体的影響

- 外傷、栄養障害、体重増加不良、低身長 など

知的発達面への影響

- 安心できない環境での生活などにより、知的発達が十分得られない可能性 など

心理的影響

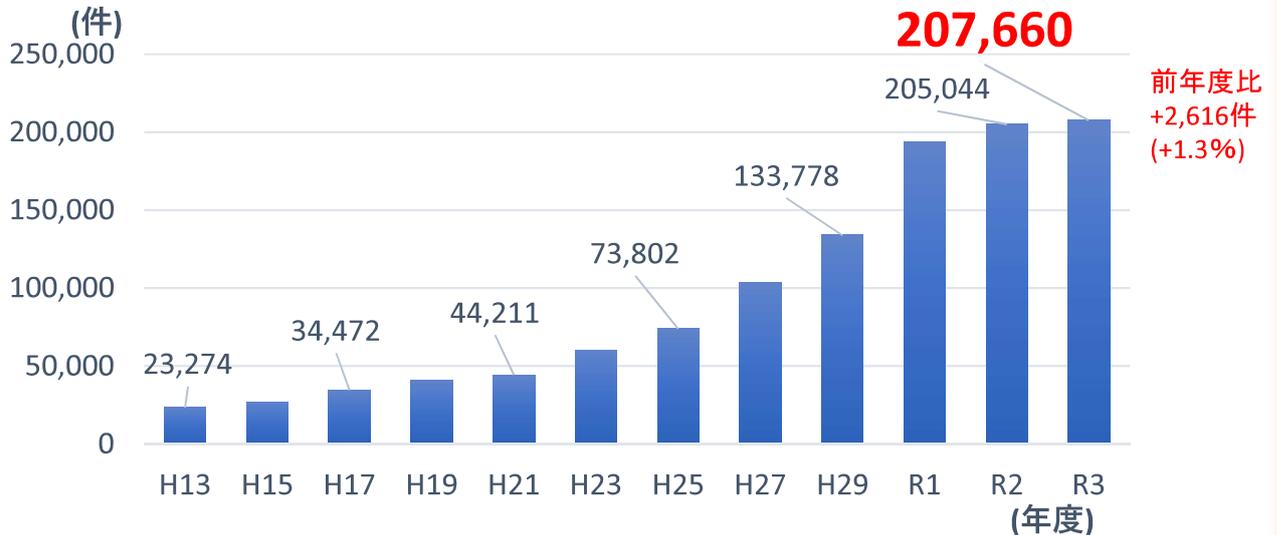
- 他人を信頼して愛着関係を形成することが困難
- 自己肯定感が持てない状態
- 受けた心の傷が適切な治療を受けないまま放置されると、思春期等になって問題行動が出る など



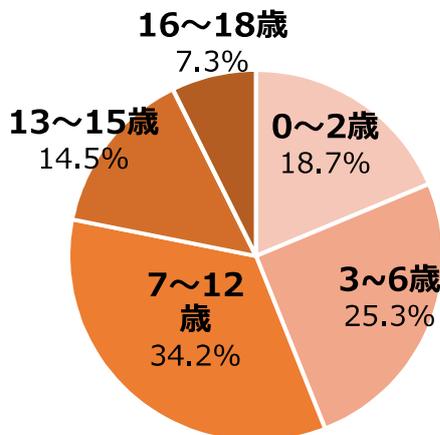
児童虐待の現状

全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数

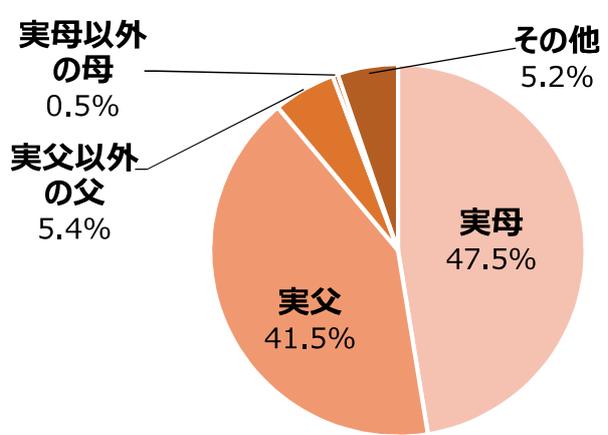
相談対応件数は年々増加しており、令和3年度は前年度に比べ、**2,616件 (1.3%)** 増加しています。



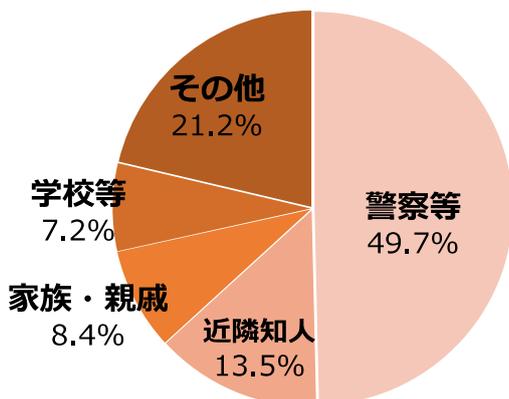
虐待を受けた子供の年齢(令和3年度)



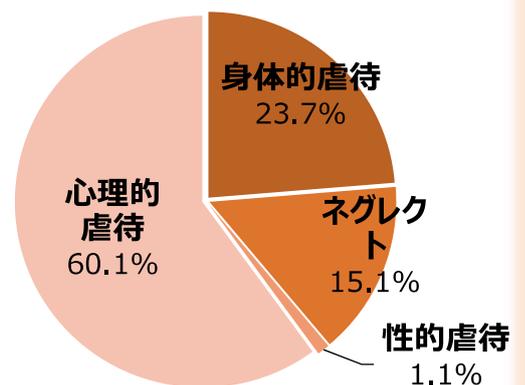
虐待をした主な者(令和3年度)



相談の主な経路(令和3年度)



虐待相談の内容(令和3年度)

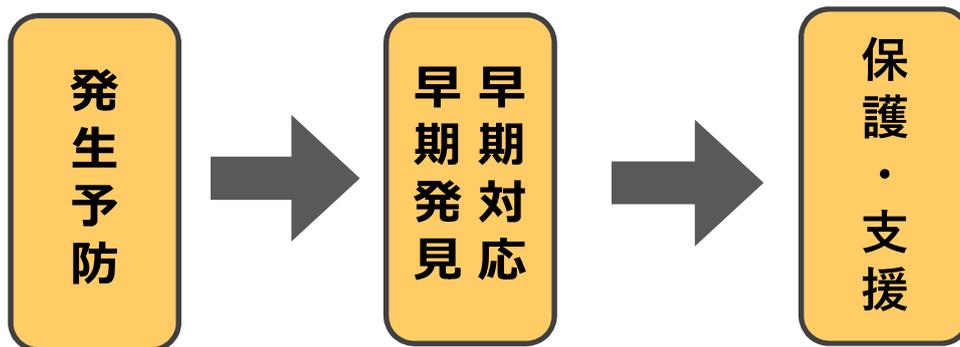


出典：令和3年度福祉行政報告例(厚生労働省)より作成

こどもたちを守るために

児童虐待防止の流れ

児童虐待を防止するためには、以下のフローの中で、様々な関係者が適切に対応することが必要になります。



地域社会全体でこどもたちを育む体制づくり

虐待をしてしまう保護者は、子育てなどに困りごとや悩みごとを抱えている保護者でもあります。みなさまの活動を通じて、保護者が安心して子育てできる環境づくり、すべてのこどもたちの成長を地域全体で支えていける体制づくりを進めていくことが必要です。



気づきや声かけが重要です

日々の活動での気づきが早期発見に

地域における活動は、日常的に多くの保護者や子どもたちと触れ合います。**いつもと違う様子や言動**など、みなさまの気づきが早期発見につながります。



活動を通じたつながりや声かけが未然防止に

児童虐待は、**地域からの孤立**や**サポートの薄さ**、**育児ストレス**などの様々な要因が複雑に絡み合っ起こると考えられています。

みなさまの声かけや日頃からのつながりが、保護者の不安を軽減することにもつながります。



児童虐待のサイン

衣服やからだがい
いつも汚れている

いつも泣き叫ぶ声
がする

子育てに拒否的・
無関心

不自然な傷や打撲
のあと

こどものけがの
説明が不自然

夜遅くまで一人で
家の外にいる

いつも怒鳴り声
がする



いつもの様子と違うかも？と思ったら

ためらわずに連絡を！

- ✓ 虐待かもと思った時にすみやかに連絡できるよう、関係機関の連絡先を事前に確認しておきましょう。

【市区町村（児童虐待対応担当部署）】



- ・いつもの様子と違うかもと思ったら、こどもの利益を一番に考え、ためらわずに連絡（通告）しましょう。連絡した方に関する秘密も守られます。
- ・市区町村によって、担当部署や相談窓口の名称は異なりますので、事前に確認しておきましょう。

【児童相談所】

以下のような場合は、児童相談所に連絡しましょう。

- ① こどもが家に帰りたくないと言っている場合
- ② こどもだけで生活しているなど保護者の存在が不明な場合



児童相談所



【警察】



こどもの身体・生命に対する危険性や緊急性が高いと思われる場合には、警察に連絡してください。

連絡するときは何を伝えればいいの？

- ✓ 対応する職員等から質問もありますが。以下のような内容について、分かる範囲で答えれば問題ありません。

- ◆ こども・保護者の氏名、年齢
- ◆ 気になったきっかけやその具体的な内容 など

